

す^{広報}おう大島

～私たちの たのしい すみたい いきたい島～



4月21日 第3回周防大島マラニック 100

令和6年度当初予算は、「人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島」の実現に向け、1. 自然と共生した快適で活力あるまちづくり、2. 人が元気で活躍するまちづくり、3. 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりという3本の柱のもと、編成されています。

広報4月号では、会計別の総予算額や目的別の予算規模について掲載しました。今月号では令和6年度に新たにに取り組む事業について、ご紹介します。なお、その他の主な事業につきましては、町ホームページの「当初予算の概要（ページID検索:6103）」に掲載していますので、ご覧ください。



○環境保全等推進事業 122万6千円

地域脱炭素社会に向けた取り組みの強化を図るため、ゼロカーボンシティ宣言を発出し、施策として電気自動車に対するインフラ整備としてのEV充電器の設置や脱炭素社会への意識高揚を図るための研修会、環境イベントの開催等を行います。＜生活衛生課＞

○じん芥処理施設基幹的設備改良事業 1,008万7千円

可燃ごみ処理施設の延命化のため、令和7年度から9年度にかけて実施予定の基幹的設備改良工事に伴う発注支援等業務を行います。＜生活衛生課＞

○前島航路旅客船「くか」主機関換装等工事

1,726万3千円

令和6年で船齢が29年となる旅客船「くか」の長寿命化を図り、前島唯一の生活航路を維持するため、主機関（エンジン）の換装等工事を行います。

＜政策企画課＞

■都市基盤の整備

○議場放送設備更新工事 2,678万5千円

安定した議会放送を実現させるため、経年劣化により更新が必要なカメラ・音響設備等の更新工事を行います。＜議事課＞

2. 人が元気で活躍するまちづくり

■学校教育

○小中学校統合に関する意識調査 190万6千円

小中学校の統合に関する保護者等の意識を調査するため、アンケート調査を実施します。＜教育委員会総務課＞

○海洋教育パイオニアスクール事業 600万2千円

教育委員会および希望する小学校において、周防大島の資源である「海」を題材とした海洋教育に取り組み、持続的な地域創生につながる人づくりと地域づくりの学びを推進するとともに、教職員のスキルアップを図ります。＜学校教育課＞

1. 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

■産業の振興

○ワーケーション Island 構想加速化促進補助金

300万円

ワーケーションをきっかけとしたサテライトオフィスの誘致、町内地域経済の活性化および関係人口の創出を図り、地方創生の推進に向けた取り組みを加速化させることを目的として、本町でワーケーションを実施する企業等に対し助成をします。＜政策企画課＞

○（新規就農者）サポート体制構築事業 30万円

経験豊富な地元農業者が新規就農者の技術的サポートや相談に乗り、農業の担い手を育成します。

＜農林水産課＞

○鳥獣害対策アドバイザー派遣等事業 52万4千円

マスタープランの実践地区において外部の専門家を派遣し集落点検を行うことで、状況や問題点について地区住民間で共通認識を図ります。また、被害地区の現地調査、住民ヒアリングを行い被害状況、既往対策状況、地域要望、対策方針などを取りまとめたカルテを作成します。＜農林水産課＞

○観光プロモーション映像作成事業 69万2千円

観光PRに使用するため、最新の情報を盛り込んだ観光プロモーション映像を新たに作成します。

＜商工観光課＞

■生活環境の整備

○地方公共団体事務支援事業 449万2千円

和田郵便局に郵便局型キオスク端末を設置します。コンビニがない地域でもマイナンバーカードを利用して簡単に行政証明書の発行をすることができます。また、包括連携協定による郵便局を活用した行政窓口サービスにより、事務の効率化や、利便性の向上を図ります。

＜東和総合支所＞

○新型コロナウイルスワクチン接種事業

1,140 万 1 千円

新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴い、65 歳以上の方および 60 歳から 64 歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方の接種費用の一部を助成します。＜健康増進課＞

○保健事業・介護予防一体的実施事業 243 万 1 千円

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。＜介護保険課＞

○産婦人科医療事業 1,076 万 7 千円

産婦人科医療を提供するため、大島病院に産婦人科外来を開設し、周東総合病院から産婦人科医師を派遣いただき、令和 6 年 4 月から毎週火曜日に診療を行います。産科の妊婦健診、婦人科の婦人科疾患医療・子宮がん検診などを実施します。＜病院事業局＞

■福祉

○高校生等医療費助成事業 432 万 9 千円

子育て世帯の経済的支援を図ることを目的に、令和 6 年 10 月から高校生世代の方を対象に医療費を全額助成します。＜福祉課＞

○介護人材確保事業 170 万円

介護人材の確保に資するため、町内の介護事業所に就職した有資格の介護等従事者に対し、支援金を支給します。＜介護保険課＞

○離島介護渡船料助成事業 82 万 6 千円

離島における居宅介護サービスの利用促進のため、渡船料の助成を行います。＜介護保険課＞

○地域医療・介護連携推進事業 180 万円

ビジネスチャット「LINE WORKS」を活用し、町内の介護事業者および医療機関等と行政の連携強化を図ります。＜介護保険課＞

■交通安全・防犯

○自動通話録音機等購入補助金 20 万円

振り込め詐欺をはじめとした、電話による特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的に購入費の一部（2 分の 1 上限 10,000 円）を補助します。＜商工観光課＞

○東和小学校バリアフリー改修工事

1 億 2,274 万 4 千円

東和小学校をバリアフリー化するため、エレベーター設置などの改修工事を行います。＜教育委員会総務課＞

○東和小学校プール改修工事 8,687 万 8 千円

経年劣化により毎年修繕してきた東和小学校プールの大規模改修を行います。＜教育委員会総務課＞

■文化・スポーツ

○グリーンスティながうらサッカー場改修事業

2 億 8,577 万 6 千円

グリーンスティながうらのサッカー場人工芝の全面改修を行います。＜商工観光課＞

○宮本常一記念館開館 20 周年事業 786 万 7 千円

開館 20 周年を迎えるにあたり、記念事業やホームページのリニューアル等を実施します。＜社会教育課＞

○B & G 海洋センタープール改修事業

2 億 8,802 万 9 千円

B & G 海洋センタープールの温水化等へリニューアルすべく改修工事を実施します。＜社会教育課＞

○総合体育館外壁・音響調査事業 891 万 8 千円

周防大島町総合体育館の外壁の劣化状況および館内音響の調査を実施します。＜社会教育課＞

3. 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

■保健・医療

○産前・産後サポート事業 8 万 6 千円

妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師による相談支援等を行います。＜健康増進課＞

○子育て世帯訪問支援事業 109 万 5 千円

家事・育児等に対して、不安や負担を抱える妊婦や生後 6 か月以内の乳児のいる子育て家庭に、訪問支援員（ヘルパー）が居宅を訪問し、妊婦や子育て家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児支援を実施します。＜健康増進課＞

○新生児聴覚検査事業 22 万 5 千円

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、全ての新生児を対象に聴覚検査を公費負担で実施し、受検者の負担軽減を図ります。＜健康増進課＞

周防大島町若者定住促進住宅（明新住宅）および 周防大島町定住促進住宅（浮島住宅）の入居者募集

1. 若者定住促進住宅（明新住宅）



写真および間取図はBタイプ



募集戸数 4戸（Aタイプ：97.72㎡ 2戸）
（Bタイプ：97.72㎡ 2戸）

仕 様 4LDK木造平屋建て、オール電化住宅、
駐車場有り

入居資格

- ・周防大島町に定住し、町の発展に寄与する意思を有する人
- ・入居申込時に、義務教育終了前の子を1人以上養育している人
- ・所得が月額15万8千円以上48万7千円以下である人。ただし、所得が15万8千円未満の人でも、将来

所得の上昇が見込まれる人

- ・申込者および同居扶養親族が所有する住宅がなく、居住するための住宅を必要としている人
- ・地方税、また地方公共団体が定める使用料等を滞納していない人
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

家 賃

基本家賃 60,000円から入居者の家族構成により控除額を控除した額となります。

※犬・猫等のペットを飼うことは禁止しています。

2. 定住促進住宅（浮島住宅）

募集戸数 1戸（単身用）：1LDK、木造1階建

入居資格

- ・周防大島町に定住するため、住宅を必要とする人
- ・U・Iターン者で農林漁業の担い手として従事できる人
- ・申込者および同居扶養親族が所有する住宅がなく、居住するための住宅を必要としている人

- ・地方税、また地方公共団体が定める使用料等を滞納していない人
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

家 賃 15,000円（月額）

※犬・猫等のペットを飼うことは禁止しています。

3. 申込期間・選考方法等（共通事項）

申込期間 5月15日(水)～31日(金)

選考方法 応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。なお、申込締切日までに応募のない住宅については、申込締切後6週間に限り先着順で申し込みの受付を行います。

入 居 入居可能日以降（※請書等必要書類が揃い次第順次入居可能日を決定します）

※申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

応募要項および申込書等は生活衛生課、各総合支所・出張所にてお渡しします。また、町ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ 生活衛生課 公営住宅班
☎ 0820-79-1010

特定公共賃貸住宅 および 町営住宅等の入居者募集

1. 特定公共賃貸住宅

各住宅の募集戸数

地区	住宅	戸数
久賀	新開団地住宅	1戸
大島	広屋住宅	1戸
東和	黒ノ元住宅	1戸
	折井住宅	1戸
	伊保田東住宅	4戸
	沖家室住宅	1戸
橘	おれんじヒルズ	6戸

入居資格

- 入居しようとする人全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以上48万7千円以下
- 自ら居住するための住宅を必要としている人（特定

公共賃貸住宅入居者および持ち家のある方は、入居申し込みはできません）

- ・原則成人している人
- ・地方税完納者・公営住宅家賃完納者
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※単身入居可

※連帯保証人が1人必要になります。（町営住宅入居者不可）

保証人の極度額は入居時の家賃の6カ月分となります。

高齢者等の方で、保証人の確保が困難な場合は免除できる場合がありますので、お問い合わせください。

※敷金（基本家賃の3カ月分）の納付が必要になります。

※犬・猫等のペットを飼うことは禁止しています。

2. 町営住宅等

各住宅の募集戸数

地区	住宅	戸数
久賀	八幡住宅（高齢者用）	1戸
	八幡住宅	4戸
	西ヶ原住宅	8戸
	向津原上住宅	8戸
	向津原下住宅	9戸
大島	蔵本住宅	2戸
	第二中塚住宅	6戸
	小方住宅	1戸
	小田住宅	5戸

入居資格

- 入居しようとする人全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以下（ただし、高齢者・障害者等の世帯は21万4千円以下）
- 同居しようとする親族がある人（単身者用の住宅に単身入居する場合を除く）
- 現に住宅に困窮していることが明らかな人（町営住宅入居者、持ち家のある方は、入居申し込みはできません）
- ・原則成人している人 ・地方税完納者
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

地区	住宅	戸数
東和	伊保田一般住宅（単身者用）	2戸
	平野住宅	2戸
	船越住宅	1戸
橘	おれんじヒルズ	2戸
	日良居住宅	2戸
	西浦一般住宅（単身者用）	2戸
	栄住宅	16戸
	栄住宅（単身者用）	1戸
	古城住宅（単身者用）	1戸

※単身入居可の住宅は広さに制限があります。

※障害者の方は単身でも申し込みできます。ただし、日常生活（歩行、自炊および食事、着脱衣、入浴、排泄等）に支障がある方は、入居申し込みはできません。

※連帯保証人が1人必要になります。（町営住宅入居者不可）

保証人の極度額は入居時の家賃の6カ月分となります。

高齢者等の方で、保証人の確保が困難な場合は免除できる場合がありますので、お問い合わせください。

※敷金（家賃の3カ月分）の納付が必要になります。

※犬・猫等のペットを飼うことは禁止しています。

3. 申込期間・選考方法等（共通事項）

申込期間 5月15日(水)～31日(金)

選考方法 応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。なお、申込締切日までに応募のない住宅については、申込締切後6週間に限り先着順で申し込みの受付を行います。

家賃 入居者全員の所得に応じて算出します。

入居 入居可能日以降（※請書等必要書類が揃い次第順次入居可能日を決定します）

※申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

応募要項および申込書等は生活衛生課、各総合支所・出張所にてお渡しします。また、町ホームページからもダウンロードできます。特定公共賃貸住宅と町営住宅等では、申し込みの際に提出する書類が異なりますのでご注意ください

問い合わせ 生活衛生課 公営住宅班

☎ 0820-79-1010

障害に関する相談機関等をお知らせします

身体障害者相談員・知的障害者相談員のご紹介

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、身体障害や知的障害がある方のさまざまな相談に応じ、必要な助言や指導などを行うと共に、関係機関に連絡を取るなどの援助を行います。

本町では、次の相談員が選任されていますので、お気軽にご相談ください。(敬称略)

- 身体障害者相談員 野村隆文、迎 智可志、浜田一子
- 知的障害者相談員 松永 勉

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談

柳井広域圏内の市町で共同設置した『障害者虐待防止センター』では、24 時間体制で障害者の虐待や養護者の支援に関する相談や通報等を受け付けています。

障害者の方々が、家族や施設などの職員・会社の事業主などに虐待されているのに気付いた方は、ひとりで抱え込まないで次の相談窓口に通報してください。

相談窓口 柳井圏域障害者虐待防止センター
☎ 0820-52-2678

障害者就業・生活支援センターのご案内

障害のある方の「雇用促進」や「安定した職業生活の継続」を目的としたセンターです。ご本人、ご家族、雇用主さま等からの仕事や生活、制度等に関する相談支援を関係機関と連携して行っています。お気軽にご相談ください。

実施機関 障害者就業・生活支援センター ^{れんげ}蓮華
☎ 0827-28-0021

障害者相談支援事業について

障害のある方およびそのご家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、ご本人が自立した日常生活または社会生活を営むことを目的としています。日常生活でお困りのことや福祉サービスの利用、就労に対する相談などの専門的な相談支援について、町では次の機関に委託しています。

相談内容および個人情報の守秘義務は厳守されますので、安心してご相談ください。

身体障害・知的障害に関すること

たちばな園相談支援事業所 ☎ 0820-73-5010

知的障害に関すること

地域生活支援センターたんぽぽ ☎ 0820-52-2678

※障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域での療育指導等も行います。

精神障害に関すること

やない地域生活支援センター ☎ 0820-22-1205

地域活動支援センターのご案内

障害のある方が通い、創造的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行う施設です。また毎月1回、町内で心の相談会を開催しています。お気軽にご相談ください。

実施機関

やない地域生活支援センター ☎ 0820-22-1205

町役場での相談窓口

- ・福祉課 民生福祉班（身体・知的・精神障害関係）
☎ 0820-77-5505
- ・健康増進課 健康づくり班（精神障害関係）
☎ 0820-73-5504



問い合わせ
福祉課 民生福祉班
☎ 0820 (77) 5505

助成される料金 初乗り料金
※今年度から、高齢者（80歳以上）の助成券の枚数が12枚から24枚に増えました。

事業所電話番号
☎ 0820 (75) 0859 または
☎ 090 (4472) 4041

事業所住所
周防大島町伊保田1062-2

会社名 福祉タクシーゆだ

用できます

令和6年5月以降、福祉タクシー助成事業において、「福祉タクシーゆだ」が新しく利用可能になりました。（現在ご使用中の福祉タクシー対象事業者一覧には会社名が書いてありませんが使用できます）

福祉タクシー助成事業の対象事業所が新しく増えました

税務課からのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方へ

所得の申告は済みましたか？

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

▼保険税（料）の軽減が受けられない。

▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまう。

▼入院時の食事代が減額されない。

などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課、各総合支所・出張所でお早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金（国民年金等）または給与

のみの方は、申告をしなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、税務課までお問い合わせください。

申告に必要なもの

(1)令和5年中の所得・控除額がわかるもの（源泉徴収票・生命保険の払込証明書等）

(2)本人確認書類

・1枚の提示でよいもの（顔写真付き）

…運転免許証等

・2枚以上の提示が必要なもの

…被保険者証、年金手帳等

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

対象者（次の全てにあてはまる方）

(1)雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成31年3月31日以降であること

(2)離職日において、65歳未満であること

(3)雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。（※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、そ

の時点までとなります）

軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30／100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100／100として算定します）

申請に必要なもの

(1)雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知

(2)対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）

(3)窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

申請場所 税務課、各総合支所・出張所

問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008

空家を有効活用しませんか？

町では、定住促進と空家の有効活用を目的として、空家を「貸したい・売りたい」と希望される空家所有者等から提供された情報を「借りたい・買いたい」方に紹介する「空家バンク制度」を行っています。使っていない空家をお持ちの方はまずはご相談ください。

空家リフォーム助成事業

（賃貸物件のみ）

空家バンク登録物件のリフォーム費用の一部や家財処分費用を助成する制度です。助成を受けた場合、空家バンクに5年間登録をいただく必要があります。

貸主に対しての助成（助成上限額20万円）

・リフォーム助成率2分の1

家の機能向上のための改修費用（床・屋根などの修理、水回りの修理など）

・家財処分助成率2分の1

布団や家具などの不要物の処分費用
借主に対しての助成（助成上限額20万円）

・DIYリフォーム助成率2分の1

自らが行うDIYにかかる原材料費

問い合わせ

空家定住対策課

☎ 0820（74）1033

ペットは正しく飼いましょう

犬・猫に関する苦情が増えています

気づかないうちに近所に迷惑をかけていませんか。最近、放し飼いにされている犬や猫が、近隣住民の敷地にフンをしているなどの苦情が寄せられています。ペットを飼うときは、周りに配慮することがとても大切です。マナーを守り、最後まで責任をもって飼いましょう。

犬の飼い主の方へ

- ・散歩中は、必ずリード等につなぎ、フンをしたら袋などに入れて持ち帰りましょう。
- ・飼養施設を常に清潔にして、周辺環境や犬の健康に配慮しましょう。
- ・生後91日以上の子犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
- ・死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。
- ・迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。



猫の飼い主の方へ

- ・他人の家にフンや尿をしたり、車に上がつてキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。
- ・繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
- ・迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

野良猫へのエサやりはやめてください

野良猫への置きエサ等の無秩序なエサやり行為は、飼い主のいない猫を増やすだけではなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

愛護動物を遺棄・虐待すると法により罰せられます。

転居や病気、高齢等でペットを飼えなくなった方へ

親、兄弟、子どもや親戚等に譲渡するか、ペットの里親を募集して飼い主を探しましょう。

問い合わせ

生活衛生課生活衛生班
☎ 0820 (79) 1012

森地区若者定住促進住宅用地貸付の募集を行います

若者世帯の転入の促進および転出の抑制を図り、過疎化による児童数の減少に歯止めをかけるとともに地域を活性化することを目的に若者世帯が自己負担によりマイホームを建築するため宅地造成した町有地を貸し出します。

募集する住宅用地

周防大島町森地区（旧東和庁舎跡地）

区画⑤（213.33㎡）

※区画①、②、③、④については成約済みです。



貸付期間 10年（10年経過後は無償譲渡します）

貸付料 5,500円／月額

応募ができる方

現に生活の基盤が周防大島町にある方または、生活の基盤を周防大島町に移そうとする方で、おおむね45歳以下の1世帯2人以上（同居予定の単身者を含む）の当該用地に自己負担によりマイホームを建築できる方。

応募期間 5月15日(水)～6月28日(金)

（応募がない場合は、随時募集を行います）

選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。
※詳しくはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

空家定住対策課 ☎ 0820-74-1033

実施期間

6月1日
～令和7年3月31日

健診を受けましょう！

国民健康保険に加入中の40歳～74歳の方に「特定健診」を、後期高齢者医療制度に加入中の方を対象に「健康診査」を毎年実施しています。

心臓病や脳卒中等の生活習慣病の早期発見と予防のための健診です。

年に1回、ぜひ健診を受診しましょう！

問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎ 0820-73-5502

■受診について

個別の医療機関へご自身のご都合の良い日時に予約して受診する「個別健診」と、あらかじめ決まった日程・会場で行う「集団健診」のどちらかを選んで受診することができます。

健診および対象者		特定健診（40歳～74歳）	健康診査（75歳～）
実施主体		周防大島町国民健康保険	山口県後期高齢者医療広域連合
受診に必要なもの	受診券	特定健康診査受診券（ピンク色）	健康診査受診券（オレンジ色）
	保険証	国民健康保険被保険者証	後期高齢者医療被保険者証
	質問票	あらかじめ記入してお持ちください。	
	受診料	無料	500円

- 希望により前立腺がん検査（50歳以上の男性に限る）と肝炎ウイルス検査を同時に受診できます。（別途費用がかかります）
- 特定健診の受診券は5月下旬ごろ、後期高齢者医療の健康診査の受診券は4月下旬ごろに質問票等と一緒に発送する予定です。
- 無料または500円で受診できるのは1年度内に1回までです。同じ健診を2回受診した場合、2回目は実費でのお支払いが必要となりますのでご注意ください。

■「個別健診」実施医療機関

実施機関	場所	電話番号
山中医科歯科クリニック	久賀	72-0152
おげんきクリニック	小松	74-2490
野村医院	横見	76-0017
川口医院	外入	78-0306
しまかぜ在宅支援診療所	平野	78-2533
正木内科医院	西安下庄	77-0021
安本医院	土居	73-0822
大島病院	小松	74-2580
東和病院	西方	78-0310
橘医院	西安下庄	77-1000

- 各医療機関により受付時間が異なりますので、詳しくは医療機関にお問い合わせください。

■「集団健診」実施場所および実施日

実施場所	日程	受付時間
山口県大島防災センター	10月23日(水)	9:00～11:30
たちばなケアプラザ	10月24日(木)	8:30～11:00
しまとびあスカイセンター	10月25日(金)	8:30～11:00
	10月26日(土)	
たちばなケアプラザ	10月29日(火)	8:30～11:00
東和総合センター	10月30日(水)	8:30～11:00
浮島漁村センター	1月18日(土)	9:30～11:00

- 4月に行った意向調査で集団健診を希望された方には受診券をお送りせず、実施日の概ね2週間前までに受診のご案内を送付します。

周防大島町選挙管理委員会

会計年度任用職員を募集します

令和6年度における選挙事務補助に従事する会計年度任用職員を募集します。

募集職種・任用条件等

○任用形態

パートタイム会計年度任用職員

○職種 一般事務

○任用条件等

(1)報酬 時給1,000円

(2)手当等

交通費(通勤手当相当額)、時間外勤務に係る報酬など

(3)※「衆議院議員総選挙等」については、令和6年度中に解散総選挙または補欠選挙が執行された場合に任用します。

登録受付期間

5月27日(月)まで

※登録受付期間内に衆議院の解散があった場合は、解散の日を期間の終期とします。

登録申込書の請求方法

登録申込書は、各総合支所・出張所で配布しています。また、町ホームページからも印刷できます。

郵送請求の場合、「令和6年度 周防大島

町選挙管理委員会会計年度任用職員 登録申込書請求」と朱書きした封筒に、84円切手を貼った返信用封筒(申込者の郵便番号・住所・氏名を記入)を同封のうえ、請求してください。

申し込み方法

登録申込書(直近3カ月以内に撮影した写真を貼付け)を5月27日(月)※までに(必着)、郵送または直接お届けください。

郵送の場合は、「会計年度任用職員登録申込書在中」と朱書きした封筒に、登録申込書を入れてお送りください。(できるだけ簡易書留で郵送してください)

※5月27日までに衆議院の解散があった場合は、解散の日を申込期限とします。

面接

別途通知します。

申し込み・問い合わせ

周防大島町選挙管理委員会事務局
(総務課内)

〒742-2192

周防大島町小松126-2

☎0820(74)1000

防災無線を用いた全国一斉「Jアラート」の試験放送を行います

日時 5月22日(水) 午前11時ごろ



内容 防災行政無線の試験放送

(注)防災行政無線(屋外スピーカーおよびすべての戸別受信機)から、「これは、Jアラートのテストです」と、最大音量で3回繰り返し放送されますのでご注意ください。

(注)気象・地震活動の状況等によっては、試験放送を

中止することがあります。

この試験は、全国瞬時警報システム(Jアラート※)を用いた試験で、全国でさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝えするシステムです。

問い合わせ 総務課 消防防災班 ☎0820-74-1000

○勤務種別等

No.	勤務場所	職務内容	任用予定期間	勤務日数・時間	採用予定人数
1	選挙管理委員会事務局 (大島庁舎内)	事務局業務補助	・周防大島町議会議員一般選挙 および周防大島町長選挙 8月19日～11月22日 ・衆議院議員総選挙等 執行日の1カ月前～3週間後	週2～4日程度 6時間/日	若干名
2	大島総合支所 (大島庁舎内)	期日前投票事務補助② (投票事務のみ)	・周防大島町議会議員一般選挙 および周防大島町長選挙 10月23日～10月26日 ・衆議院議員総選挙等 公示日の翌日～執行日の前日	左記の内 指定する日 8時間/日	若干名
3	久賀総合支所 (久賀庁舎内)	期日前投票事務補助① (投票日前後の諸準備・ 片付け含む)	・周防大島町議会議員一般選挙 および周防大島町長選挙 10月21日～11月1日 ・衆議院議員総選挙等 執行日の5日前～5日後	左記の内 指定する日 8時間/日	1人
4	久賀総合支所 (久賀庁舎内)	期日前投票事務補助② (投票事務のみ)	・周防大島町議会議員一般選挙 および周防大島町長選挙 10月23日～10月26日 ・衆議院議員総選挙等 執行日の3日前～1日前	左記の内 指定する日 8時間/日	若干名
5	東和総合支所 (東和庁舎内) または 東和総合センター	期日前投票事務補助① (投票日前の諸準備含む)	・周防大島町議会議員一般選挙 および周防大島町長選挙 10月22日～10月26日 ・衆議院議員総選挙等 執行日の4日前～1日前	左記の内 指定する日 8時間/日	若干名
6	東和総合支所 (東和庁舎内) または 東和総合センター	期日前投票事務補助② (投票事務のみ)	・周防大島町議会議員一般選挙 および周防大島町長選挙 10月23日～10月26日 ・衆議院議員総選挙等 執行日の3日前～1日前	左記の内 指定する日 8時間/日	若干名
7	橘総合支所 (橘庁舎内)	期日前投票事務補助① (投票日前後の諸準備・ 片付け含む)	・周防大島町議会議員一般選挙 および周防大島町長選挙 10月21日～11月1日 ・衆議院議員総選挙等 執行日の5日前～5日後	左記の内 指定する日 8時間/日	1人
8	橘総合支所 (橘庁舎内)	期日前投票事務補助② (投票事務のみ)	・周防大島町議会議員一般選挙 および周防大島町長選挙 10月23日～10月26日 ・衆議院議員総選挙等 執行日の3日前～1日前	左記の内 指定する日 8時間/日	若干名

柳井警察署だより

制服警察官が、立ち寄り警戒時に買い物をすることがあります

山口県警察では、制服警察官が店舗の警戒を行う際に、制服のまま飲食物等を購入することで、これまで以上に防犯効果を高める取組を推進しています。

コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストアが、強盗や万引きなどの被害に遭うことや非行少年のたまり場となることを防止するため、警察官が立ち寄り警戒を行っていますが、店舗内外の

警戒、来店客や店員へのあいさつや情報提供などの声かけ、防犯指導や防犯設備の点検、不審者への職務質問や少年補導等を行った上で、制服警察官が買い物をすることがあります。

ご協力よろしく願いいたします。

☎周防大島幹部交番 ☎0820-72-0110
柳井警察署 ☎0820-23-0110

下水道を安全に使用するために（お願い）

問 下水道課 下水道班

☎ 0820 (79) 1014

「分離ます」を掃除しましょう

「分離ます」とは台所などから流れた排水を水と油・ごみ等に分離し、下水道などへ水のみを流すための「ます」です。

掃除の間隔は、各家庭によって異なりますが、月に1〜2回程度の清掃をお願いします。たまった汚れをそのままにしていると油脂が宅内のますや排水管内部に付着し、排水の流れが悪くなったり、「つまり」や「悪臭」の原因となります。

分離ますにたまった油やゴミなどを

取り除き、油は水分を除いてから燃えるごみとして廃棄してください。

事業所や店舗の皆さんへ

設置されたグリーストラップ等の「阻集器」は必ず定期的に管理・清掃を行い、取り除いた物質などは適正に処分してください。管理・清掃を怠ると阻集器の機能が十分に発揮されず、「つまり」や逆流などによる「あふれ」など原因となるので注意してください。

分離ますの掃除方法

- (1)カゴを外して、ごみを取り除いてください。
 - (2)さらに水面に浮いているラード状の油脂等を小玉やアク取り網などで取り除いてください。
 - (3)油は水を切り、燃えるごみと一緒にごみ収集に出してください。
- (カゴのない場合は、脂分とます底にたまっているゴミを取り除いてください)



◀屋外に設置してある「分離ます」。まずは、ふたを開けてみましょう。



◀ふたを開けると写真のような構造になっていますので、上記の手順で掃除をしていきましょう。

下水道に「雨水」を流さないでください

本町の下水道は汚水のみを処理しています。雨水が流れ込むと家庭のトイレが流せなくなったり、汚水ますやマンホールから汚水が溢れたり、また汚水が適切に処理できなくなる恐れがあります。



【雨水が流れ込む原因】

- 宅内にたまった雨水を流すために、汚水ますを空けている。
 - 雨どいや雨水ますが誤って污水管に接続されている。
 - 排水設備が破損し、破損力所から雨水等が流れ込んでいる。
- ※破損等が見つかった場合は、町排水設備指定工事店にご相談ください。

下水道の正しい使い方

◆水洗トイレには溶ける紙を使用してください

トイレトーパー以外（ウエットテッシュ、生理用品、紙おむつ、タバコ等）は「つまり」の原因となるので流さないでください。

◆油類・野菜くずは流さないでください
天ぷら油などの油類を流すと排水管に付着し、次第に固まって「つまり」などの原因となりますので流さないでください。同様に野菜くずなど水に溶けないものも流さないでください。

※油分は、新聞紙や油を固める製品などに吸わせるなどして燃えるゴミとして処分してください。

◆マスは管理の時以外は開けないでください
マスは下水道管の点検など、管理を行うためのものです。管理の時以外は開けないでください。

◆危険物は流さないでください
ガソリンやシンナー、農薬、アルコール類などの危険物を流してはいけません。揮発性の高いものや化学変化を起こすものなど、思わぬ大事故を引き起こす可能性があります。



町ホームページ
「下水道供用開始後の必要な手続き等について」
↓
町排水設備指定工事店一覧表へ

周防大島町農地利用最適化推進委員の推薦および募集

農地利用最適化推進委員の欠員に伴い、次のとおり農地利用最適化推進委員1人の推薦および募集を行います。

募集人数 1人

推薦および募集を行う地区

屋代地区（棟畑、屋代中村、奥村、石原、
檜原、自光寺、神領、中、原、田中、銅
徳神、吉井、郷の坪、吉兼）
対象者

農地等の利用の最適化の推進に熱意
と識見を有する人で共通事項の資格要
件を満たす人

主な職務等

・担当地域内の農地の権利移動、転用
の許可等への意見具申、これらに関
する現地調査

・農地の利用調整、担い手の確保・育成、
遊休農地の発生防止・解消

・地域計画の策定に向けた意向把握、
話し合いへの参加の呼びかけ・準備等
・その他農業に関する調査および情報
提供ならびに研修会等への参加

資格要件（次の要件に該当する人）

・町内に住所を有する人。ただし、業
務の遂行に支障がなく、特別な事情
がある場合はこの限りではありませ
ん。

・町が設置する他の附属機関等の委員
で兼務を禁止されていない人

・町の常勤の職員でない人

・タブレット端末を取り扱うことに支
障がない人

次のいずれかに該当する場合は委員と
なることができません

・破産手続開始の決定を受けて復権を
得ない人

・禁固以上の刑に処せられ、その執行
を終わるまでまたはその執行を受け
ることがなくなるまでの人

推薦および応募の方法

推薦書または応募申込書に必要事項
を記入し、関係書類を添えて、5月31
日（金）（必着）までに、郵送または直接
お届けください。

推薦書、応募申込書等の用紙は農業
委員会事務局で配布しています。また、
町ホームページからもダウンロードで
きます。

※詳しくは、町ホームページをご覧
いただくかお問い合わせください。

応募・問い合わせ

〒742-2301

周防大島町久賀5134

農林水産課内

周防大島町農業委員会事務局

☎0820（79）1002

柳井圏域手話奉仕員養成講座受講者募集

聴覚障害者等の生活および福祉制度等への理解と認識を深め、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得することを目的に、柳井圏域を構成する1市4町合同で『手話奉仕員養成講座』を開講します。

なお、本講座は入門編（初歩的内容）と基礎編（入門編修了者が対象）で構成されています。入門編と基礎編の両編を受講することが、手話奉仕員登録の条件となります。

※入門編については、専用の動画視聴サイトへの登録が必要となります。（有料）

開講日時（予定）

区分	日にち	時間
第1回	6月22日（土）	9:30～16:40
第2回	6月29日（土）	9:30～16:40
第3回	7月6日（土）	9:30～16:40
第4回	7月13日（土）	9:30～16:40
第5回	8月3日（土）	9:30～16:40
第6回	8月24日（土）	9:30～16:40
第7回	8月31日（土）	9:30～17:10
第8回	9月14日（土）	9:30～16:40
第9回	9月28日（土）	9:30～16:40
第10回	10月5日（土）	9:30～16:40
第11回	10月19日（土）	9:30～16:40
第12回	11月2日（土）	9:30～16:40
第13回	11月16日（土）	13:30～16:00

場 所 柳井市文化福祉会館
（柳井市柳井3718）

定 員 25人程度（先着順）

受 講 料

無料（ただしテキスト代等実
費負担あり）

募集期間

6月3日（月）まで（定員になり次第終了）

※詳細な講座内容については、受講決定者に別途お知らせします。

申し込み・問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎0820-77-5505



行政相談委員について

令和5年4月から欠員となっていました久賀地区の行政相談委員に、伊藤和也さんが就任され、令和6年4月1日付けで総務大臣からの委嘱状が交付されました。

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っています。

行政相談委員による行政相談を次のとおり開催していますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で相談内容などの秘密は固く守られます。

また、山口行政相談センターでも、随時相談を受け付けています。(電話、手紙、FAX、インターネットのいずれでも相談できます)

【山口行政相談センター】

〒753-0088

山口市中原町6-16

山口地方合同庁舎1号館

・手紙：書式は問いません

【周防大島町各地区の行政相談委員等】

地区	相談委員氏名	相談日時	場所
久賀地区	伊藤 和也	第1火曜日 13:30～15:30	久賀総合センター
大島地区	柳澤 裕実	第2火曜日 10:00～12:00	大島庁舎
東和地区	西村 幸人	第2火曜日 10:00～12:00	東和総合センター
橘 地区	岬崎 光志	第3火曜日 13:30～15:30	橘総合センター

※当日が祝日の場合は、開催しませんのでご了承ください。

※久賀地区の初回相談は、6月4日(火)となります。

☎ 0570 (090) 0833 (922) 1593
FAX 083 (932) 1903



インターネット
による行政相談
受付ページへ

瀬戸内のご褒美グルメガイドを発行



これまで周防大島観光協会では「春の井まつり & お花見 Café」や「秋の満腹ランチ & 魅惑カフェ」などのグルメキャンペーンを手掛け、関連パンフレット等を配布することで観光に訪れた皆さんに飲食店やカフェをご紹介してきました。

これまでのキャンペーンでは季節感を重視してきましたが、このたびは各店舗さんから推しメニュー、自慢のメニューを自薦いただき、「瀬戸内のご褒美グルメ」と題して通年ご紹介できるグルメガイドを発行しました。周防大島が「グルメの島」としてますます人気を博していくためのグルメガイドを毎年発行し、各店舗さんの看板メニューを多くの方々に発信できればと考えています。

また、今回から周防大島観光協会の枠を超えて企画をご案内したところ、これまで以上に多数の飲食店やカフェからご参画いただきました。島を挙げてのグルメ企画となったことに感謝すると共に、観光客のランチ・カフェ需要の喚起に期待を寄せています。

周防大島観光協会では、各店舗さんのお薦めメニューの他にも、皆さんご存じの「みかん鍋」をはじめ、メバルのほぐし身と味噌を和えた「じん

だ味噌」、太刀魚の銀箔を際立たせたお造り「太刀魚の鏡盛り」や、いりこ出汁が香るご当地ラーメンを盛り上げようと手掛けた「瀬戸内ラーメンいりこそば」キャンペーン、島の岩牡蠣を夏の名物に押し上げた「アロハオイスター」など、これら周防大島ならではの名物料理の開発企画にも取り組んできました。

旅行の楽しみのひとつとして、その土地ならではの当地グルメがあります。お食事が美味しいと旅行の満足度も高まりますので、周防大島観光協会では引き続き島グルメの満足度向上に努めていきたいと思ひます。



問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820-72-2134

周防大島町の話題



▲受講生を代表して、藤本町長から修了証書を受け取る山口愛さん⑥

みかん作りの担い手に

4月2日、山口県柑きつ振興センターにおいて、周防大島みかんいきいき営農塾の閉講式が行われ、みかんの生産技術などを学んだ受講生29人が修了を迎えました。

藤本町長はあいさつの中で、「講義や実習で学ばれた知識、習得された技術を今後は実際の場で活用され、経営や営農に活かしていただくとともに、周防大島町の柑きつ産業や地域社会の新たな担い手として活躍されることを期待しております」と激励しました。

ピクニック感覚で周防大島をぐるり

4月21日、第3回目となる周防大島マラニックが片添ヶ浜オートキャンプ場をスタート・ゴールに開催されました。

当日は、雨が降ったり止んだりの天候となりましたが、100 kmと70 kmの2つのコースに547人の参加があり、参加者の皆さんは、周防大島の自然やエイドステーションでのおもてなしを堪能しながら走っていました。

マラニックとは、マラソンとピクニックを掛け合わせた造語で、順位やタイムを競うものではなく、地域の自然やグルメを楽しみながらピクニック感覚で走るスポーツイベントです。



▲藤本町長も70 kmのコースにチャレンジし、最後まで走りぬぎました

島遍路を巡る歩け歩け大会

4月29日、屋代地区に点在する島遍路のうち14カ所の札所を巡る「第35回お大師堂めぐり歩け歩け大会」がすば一く大島をスタート・ゴールに開催され、町内外から375人の参加がありました。

雨が降る中での開催となりましたが、参加者の皆さんは地図を片手に、景色や会話を楽しみながら札所を巡りました。

また、閉会式では、周防大島の特産品などが当たる抽選会も行われ、当選番号が発表されるたびに会場から歓声があがりました。



▲札所を巡る参加者の皆さん

民生委員・児童委員の活動 をご存知ですか？

毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日から1週間を「活動強化週間」と定めています。

民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手です。委員一同が心をひとつにして、いつも住民の皆さまの心のよりどころとなり、安心して生活できる地域づくりを進めていきます。

周防大島町では、106人の民生委員・児童委員と8人の主任児童委員が活動しています。

困りごと・相談ごとがある場合は、遠慮なくご相談ください。相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

※来月から各地域での活動の様子を紹介していきます。

問い合わせ 福祉課 民生福祉班 ☎ 0820-77-5505

受章



◆令和5年度高齢者叙勲
○瑞宝小綬章（教育功労）
河村 勤さん（椋野）
（元公立高校校長）

6月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
骨髄ドナー登録	6月4日(火)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査		10:00～10:30
風しん抗体検査		10:30～11:00
HIV抗体検査		13:30～17:30

※無料、要予約（前日までに電話予約）

☎ 柳井健康福祉センター ☎ 0820-22-3631

周防大島の文化財59

宮本常一コレクション（平野）

宮本常一記念館学芸員 板垣優河

宮本常一記念館では、本町出身の民俗学者・宮本常一ゆかりの資料を保管している。それらを大別すると、「文書資料」「蔵書資料」「写真資料」「民具資料」になる。

「文書資料」は、宮本が民俗調査に際して作成した聞き書きや古文書等の筆写、また自筆の原稿などである。目録を採っているもので約6千点、未整理のものも含めると1万点を超えると思われる。このうち414点が令和4年3月に「宮本常一関係資料」として山口県の有形文化財（歴史資料）に指定された。

「蔵書資料」は、宮本が愛読した書籍や自身の著作などで、約2万冊に上る。蔵書には宮本の手による線引きや書込みが散見し、彼の着眼点や思索にふれることができる。

「写真資料」は、宮本が主に昭和30年から55年にかけて撮影した写真で、フィルムにして約1900本、コマ数にして約10万枚、それら写真を貼り付けたスクラップブックが約170冊になる。10万枚の写真についてはデジタルデータ化し、当館の企画展や刊行事業、また館外の出版・放送等に供している。

「民具資料」は、昭和51年頃から宮本の呼びかけで旧東和町の青年団が中心になって収集したものである。厳密に言えば宮本の手による収集資料ではないのだが、民具というモノを窓口にして地域の生活・生業を捉え、さらにはその収集活動を通して地域文化を継承発展させていくこととして宮本の企画が強く反映されている。なお、旧東和町で集められた民具は約1万4千点に上るが、そのうち3465点が「周防大島東部の生産用具」として国の重要有形民俗文化財に指定されている。

宮本常一記念館は、平成16年5月に開館したが、今年で開館20周年を迎える。その節目にあたり、現在展示室のリニューアルや記念講座の開催に向けて、準備を進めているところである。当館の強みは、上記のように宮本ゆかりの膨大な資料を保管していることである。それらの整理と公開、そして研究を推し進め、これまであまり認知されていなかった宮本の学問的な魅力、そして周防大島をはじめとする農山漁村の生活文化の多様性と可能性を盛り出していきたいと思う。



▲周防大島の写真を貼り付けたスクラップブック

募 集

急募 10/1採用
周防大島町職員募集

町では、職員自らが地域協働の担い手として活動するために町内へ居住することを推奨しており、こうした方針に共感を持つ方の応募を歓迎しています。

試験職種および採用予定人数

- ・初級行政職 10人程度
- ・保健師 若干名
- ・土木技師 若干名

受験資格

- ・初級行政職 平成元年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業した人
- ・保健師 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、保健師の資格を有する人
- ・土木技師 【有資格者】 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、2級以上の土木施工管理技士か2級以上の土木工事施工管理技士の資格を

有する人

【土木課程学校卒業者等】

昭和59年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の土木課程の学校（高等学校、専門学校、大学など）を卒業した人

受付期間

5月24日(金)まで

申し込み方法

次のURLまたは2次元コードから受験申込サイト（パブリックコネクト）により申し込みを行ってください。会員登録（無料）が必要です。

URL <https://public-connect.jp/employer/2380>



※郵送および持参による申し込み受付はありませんので、必ず前記の専用サイトからお申し込みください。

第1次試験日時・場所

（初級行政職のみ）

6月23日(日)

・受付 午前8時30分から

・試験 午前9時から

・場所 周防大島町役場大島庁舎（周防大島町小松126-2）

第2次試験（初級行政職の1次試験合格者と保健師および土木技師の書類選考合格者）

8月4日(日)

・受付 午前8時30分から

・試験 午前9時から

・場所 周防大島町役場大島庁舎（周防大島町小松126-2）

採用予定日

令和6年10月1日

問い合わせ

総務課人事行政班

☎0820（74）1000

税務職員募集

試験日（1次試験）

9月1日(日)

受験資格

(1)令和6年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人（令和3年4月1日以降に卒業した人が該当します）および令和7年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人

(2)人事院が(1)に掲げる人に準ずると認める人

試験の程度 高校卒業程度

受付期間

6月14日(金)～26日(水)

※原則インターネットでの申し込みとなります。

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

・広島国税局人事第二課

☎082（221）9211

内線3743・3635

・柳井税務署

☎0820（22）0277



▲申込サイトへ

2024無事故・無違反コンテスト150の参加チーム募集

県内のドライバーを対象に、150日間の無事故・無違反を目指すことにより、参加者はもとより広く県民の交通安全意識と交通マナーの向上および安全運転意識の習慣化による交通事故防止を目的としています。

募集コースおよび参加費

・5人コース／3350円

・3人コース／2010円
・2人コース／1340円

募集期間

6月30日(日)まで

実施期間

7月4日(木)～11月30日(土)までの150日間

申込方法等

募集パンフレット（警察署、役場窓口でお受け取りください）に付属している参加申込書に必要事項を記入し、参加費を専用払込取扱票により郵便局で払込みのうえ、「振替払込請求書兼受領書」のコピーを添えて、警察署または役場窓口にお申し込みください。

結果送付

令和7年1月下旬頃

副賞

無事故・無違反達成チームの中から抽選で、県産品等を贈呈します。

問い合わせ

無事故・無違反コンテスト150実行委員会事務局

☎083（933）2619



認知症カフェを募集します

「認知症カフェ」とは、認知症の方やそのご家族、地域の方など誰もが気軽に集い、認知症や介護のことを話したり、必要な情報を得られたりする場所です。

町では、認知症カフェを運営する団体を募集し、運営費の一部を補助しています。新規設置については、町内2カ所の補助を予定していますので、興味のある方はお問い合わせください。

開催条件など詳しい内容については町ホームページにも掲載しています。

申し込み・問い合わせ

地域包括支援センター

☎0820(73) 5506



お知らせ

人権擁護委員制度を知っていますか？

6月1日は、人権擁護委員法が施行された「人権擁護委員の日」です。

周防大島町には周防大島町長が推薦し、法務大臣から委嘱された8人の人権擁護委員がおり、人権についての相談をお受けしています。相談は無料で、秘密は厳守されます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。(相談日等については、22ページの「暮らしの相談」からご確認ください)

お問い合わせ

山口地方支務局 岩国支局

☎0827(43) 1125

「地方税徴収支援グループ」県職員に併任辞令を交付しました

県税務課では、平成22年度から「地方税徴収支援グループ」を設置し、県下の市町に対して県職員を多数派遣し市町税務課職員とともに、税の納付指導や滞納の解消に努め、

町税の納付は便利、確實、安心な口座振替をご利用ください

対象となる町税

- ・町県民税(普通徴収分)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険税

申し込み手続きの方法

申込用紙につきましては、取扱金融機関の町内の店舗に備え付けておりますので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し込みいただけます。

なお、町外の店舗には備えておりませんので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付いたします。

取扱金融機関

山口銀行、北九州銀行、西京銀行、山口県農業協同組合、

山口県漁業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局
手続きに必要なもの

- ・預貯金通帳(口座番号を確認できるもの)
- ・預貯金通帳の届出印

お問い合わせ

税務課徴収対策班

☎0820(74) 1031

合併処理浄化槽の設置補助金について

令和6年度設置補助金の交付申請を受け付けます。予算に限りがあり、また、補助金の対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

補助対象区域

- ・公共下水道および集落排水区域以外の区域
- ・公共下水道の整備全体計画区域内の一部区域

補助金額(上限額)

- 5人槽 59万9千円
- 7人槽 76万5千円
- 10人槽 109万6千円

申し込み・問い合わせ

下水道課下水道班

☎0820(79) 1014

合併浄化槽の適正管理推進補助金について

令和6年度から浄化槽を適正に管理している個人および自治会に対し、維持管理および修繕に関わる補助金の交付申請を受け付けます。予算に限りがあり、また、補助金の対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

補助対象区域

- ・公共下水道および集落排水区域以外の区域
- ・公共下水道の整備全体計画区域内の一部区域

補助要件

- ・浄化槽の法定検査を行っていること
- ・浄化槽の保守点検・清掃を行っていること
- ・町税および使用料を滞納していないこと

補助金額(上限額)

- ・維持管理 一律6000円
- ・修繕代金の2分の1(上限は5万円。また、千円未満は切り捨て)

申し込み・問い合わせ

下水道課下水道班

☎0820(79) 1014

宮本第一記念館の臨時休館について

当館では、資料の整理や棚卸し、清掃等を実施するため、月末整理日に合わせて臨時に休館をします。利用者の皆さまにはご協力をお願いします。

臨時休館日

5月31日(金)、6月30日(月)、7月30日(火)、8月31日(水)、9月30日(月)、10月31日(木)、11月30日(土)、1月31日(金)、2月28日(金)、3月31日(月)

問い合わせ

宮本第一記念館
☎0820(78)2514

防護柵資材費を補助します

補助対象となる資材

イノシシなどの有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために設置する電気柵、防護ネット、金網柵、トタン柵等の防護柵の資材。(資材購入後の申請は受付できませんので、ご注意ください)

補助対象地

町内の耕作地。(ただし、電気柵の設置については、面

積200㎡以上)

※所有者または耕作者が町外の方でも申請できます。

補助金額

防護柵の設置に要した資材費の2分の1以内で、1件あたりの上限額が5万円(千円未満切り捨て)

※ただし、令和3年度～5年度に補助を受けて設置済みの耕作地については、補助金の申請はできません。

設置後の保守・点検

破損や倒れかけている防護柵を見かけます。設置済みの方は都度保守・点検を行い、被害防止に努めてください。

申し込み・問い合わせ

農林水産課有害鳥獣対策班
☎0820(79)1002

野生のサルを見かけたら

町内において、野生のサルの目撃情報を収集しています。見かけた場合は、次のことに注意の上、農林水産課へご連絡ください。ご協力をお願いします。

- (1)近づかない。
- (2)目を合わせない。
- (3)大きな声を出したり、驚かせたりしない。(刺激を与え

るような行動をしない)

(4)絶対にエサを与えない。食べ物を見せない。

※捕獲用のわな(箱わな等)を見つけた場合は、危険なため近づかないでください。

問い合わせ

農林水産課有害鳥獣対策班
☎0820(79)1002

甲種防火管理新規講習

日時

- ・7月17日(水)
午前9時30分～午後4時30分
- ・7月18日(木)
午前9時～午後3時50分

※2日間の受講が必要です。

講習場所

柳井市文化福祉会館
(柳井市柳井3718)

受講費用

4000円(テキスト代)

受講手続き

最寄りの消防署、出張所で受講申込書を受け取り、必要事項を記入のうえ、電子メールまたは最寄りの消防署、出張所に申し込んでください。受講申込書は、柳井地区広域消防組合のホームページからもダウンロードできます。

※申込先メールアドレス
shidou@yanai11.jp

受付期間

6月10日(月)～6月24日(月)

問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課
☎0820(23)7774

消防設備士試験

試験日 9月8日(日)

場所

下関市、山口市、周南市

試験の種類

- ・甲種(特類、第1～5類)
- ・乙種(第1～7類)

受験願書受付期間

電子申請および書面申請
7月8日(月)～7月22日(月)

※電子申請の詳細については、(一財)消防試験研究センターのホームページで確認してください。

書面申請受付
最寄りの消防署、出張所および周東地区危険物安全協会

問い合わせ

周東地区危険物安全協会
☎0820(22)3025
柳井地区広域消防本部予防課
☎0820(23)7774

全国健康保険協会の特定健診のご案内

全国健康保険協会(協会けんぽ)では、加入する40歳から74歳までのご家族(被扶養者)の方を対象に特定健診(基本的な健診については、最大7150円の費用補助あり)を実施しています。

対象の方には、4月上旬に協会けんぽからご自宅に受診券をお送りしています。受診可能な健診実施機関や費用については、受診券に同封の案内文書をご確認ください。

なお、受診の際は、事前に健診実施機関にご予約のうえ、受診券と健康保険証を忘れずにお持ちください。

問い合わせ

全国健康保険協会 山口支部 保健グループ
☎083(974)1501



講演会

「周防大島の宝。ニホンアワサングを守り育てよう」

穏やかな周防大島の海が、ニホンアワサングをもたらし、世界有数規模に広がっています。その群生地を望む地家室園地に拠点施設・休憩所がこのほど開所されました。講演は施設の開所に尽力された椎木前町長が講師です。施設の概要やアワサング発見から今

日の経過、観光資源として潜在性、また、周防大島にとって大切な宝を守り育てるために必要なことなどをお話します。（入場無料）

日時

5月25日(土)

午後1時40分～3時

場所 橘総合センター

講師

椎木 巧氏

（前周防大島町長）

問い合わせ

橘郷土会事務局（尼崎）

☎ 090（4751）9218

5月は「こどもまんなか児童福祉月間」です

次代を担う子どもたちが、家庭や地域の豊かな愛情に包まれて、心身ともに健やかに成長するようみんなで見守っていきましょう。

2024 年度標語最優秀作品

元気です みんながいれば 百馬力



☆子どものこと、家庭のこと、どんなことでも気軽にご相談ください。

問い合わせ

家庭児童相談室（福祉課） ☎ 0820-77-5505

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

訪問型スマホ教室

新たに自宅訪問によるスマホ教室をはじめます。インターネット検索や LINE の使い方など何でも気軽に相談できる教室です。

「使い方がよくわからない」「近くに相談できる人がいない」「町公式 LINE を便利に使いたい」などありましたらぜひお申し込みください。



- ・使い方がよくわからない
- ・LINE やカメラを使ってみたい
- ・身近に相談できる人がいない
- ・もっと便利に使ってみたい

募集開始 5月20日(月)から

開催期間 6月1日(土)～7月31日(水)

場 所 ご自宅またはご都合の良い場所（町内）

時 間 90分程度

定 員 先着20組（1組あたり1～3人程度）

※ご近所の方など、4人以上の場合も柔軟に対応します。

なお、定員に達した時点で締め切らせていただきます。

参 加 費 無料

申し込み KDDI アドバイザーデスクへ電話予約

☎ 0120-929-560（午前9時～午後5時30分）

※どの携帯会社のスマホでも構いません。



ご自宅で学べるので、自分のペースで進められます！

問い合わせ 政策企画課 DX推進班 ☎ 0820-74-1007

暮らしの相談（5月21日～6月20日）

相談所

相 談	日 時		場 所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35)	○差別、いじめ、嫌がらせ等の相談 ☎山口地方法務局 岩国支局 ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	6月 7日(金)	9:30～11:30	橘総合センター	○差別、いじめ、嫌がらせ等の相談 ☎福祉課 民生福祉班 ☎ 77-5505
育児相談	5月23日(木)	10:00～11:30	しまとびあスカイセンター	○身体計測、妊娠・出産や子育て等の相談 ☎子育て世代包括支援センター Ohana ☎ 73-5511
	6月14日(金)		日良居庁舎	
	6月18日(火)		久賀福祉センター	
こころの相談	6月 7日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター	○要予約 ☎健康増進課 健康づくり班 ☎ 73-5504
認知症相談	6月 3日(月)	9:00～12:00	日良居庁舎	○相談日以外も可能 ☎地域包括支援センター ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00	久賀総合センター	○要予約 ☎岩国年金事務所 ☎ 0827-24-2222
		13:00～16:00		

税務相談

相 談	日 時		備考・問い合わせ等
個人相談（所得税・消費税等）	毎週水曜日	9:00～16:00	○要予約
資産相談（相続税・贈与・譲渡）	毎月第1・3木曜日	10:00～15:00	☎柳井税務署 ☎ 0820-22-0277
法人相談（法人税・消費税・源泉所得税・印紙税等）	毎月第1・3金曜日	9:00～14:00	音声案内「2」

電話相談

相 談	時間	電話番号
国税に関する一般的な相談（電話相談センター）	8:30～17:00	☎ 0570-00-5901
救急医療電話相談	こども（15歳未満）の相談	19:00～翌8:00 # 8000（利用できない場合 ☎ 083-921-2755）
	おとな（15歳以上）の相談	毎日24時間 # 7119（利用できない場合 ☎ 083-921-7119）

※緊急・重症の場合は、迷わず119番してください。

めざせ！
かしこい
消費者

【相談窓口】
柳井地区広域
消費生活センター
☎ 0820-22-2125
山口県
消費生活センター
☎ 083-924-0999
消費生活上の不安
や心配を感じたら
消費生活センター
にご相談ください。

【相談】
退職金を運用する勉強をするために、SNSの広告で見た投資セミナーのLINEグループに登録した。運営業者に実際に投資するよう勧められている。信用できるのか。

【アドバイス】
無登録の事業者による詐欺的な投資勧誘の可能性があること、登録事業者の場合でも取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しないように助言した。

【ワンポイント講座】
投資による儲け話に関するトラブルが増えています。金融商品取引法に基づく登録を受けていない事業者がセミナーやSNSを通じて投資話を持ち掛け、お金を振り込ませる、といった相談が全国の消費生活センターに寄せられています。相手からの勧誘をうのみにしないようにしましょう。

また、投資を行った場合、投資対象の金融商品が急落して損をする可能性があります。たとえ、取引相手が登録業者の場合でも、こうしたリスクや取引内容を十分に理解できなければ取引をしないようにしましょう。

【相談】
退職金を運用する勉強をするために、SNSの広告で見た投資セミナーのLINEグループに登録した。運営業者に実際に投資するよう勧められている。信用できるのか。

【アドバイス】
無登録の事業者による詐欺的な投資勧誘の可能性があること、登録事業者の場合でも取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しないように助言した。

【ワンポイント講座】
投資による儲け話に関するトラブルが増えています。金融商品取引法に基づく登録を受けていない事業者がセミナーやSNSを通じて投資話を持ち掛け、お金を振り込ませる、といった相談が全国の消費生活センターに寄せられています。相手からの勧誘をうのみにしないようにしましょう。

また、投資を行った場合、投資対象の金融商品が急落して損をする可能性があります。たとえ、取引相手が登録業者の場合でも、こうしたリスクや取引内容を十分に理解できなければ取引をしないようにしましょう。

【相談】
退職金を運用する勉強をするために、SNSの広告で見た投資セミナーのLINEグループに登録した。運営業者に実際に投資するよう勧められている。信用できるのか。

【アドバイス】
無登録の事業者による詐欺的な投資勧誘の可能性があること、登録事業者の場合でも取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しないように助言した。

【ワンポイント講座】
投資による儲け話に関するトラブルが増えています。金融商品取引法に基づく登録を受けていない事業者がセミナーやSNSを通じて投資話を持ち掛け、お金を振り込ませる、といった相談が全国の消費生活センターに寄せられています。相手からの勧誘をうのみにしないようにしましょう。

また、投資を行った場合、投資対象の金融商品が急落して損をする可能性があります。たとえ、取引相手が登録業者の場合でも、こうしたリスクや取引内容を十分に理解できなければ取引をしないようにしましょう。

広報すおう大島 令和6年（2024年）5月号

22

しっちょる？ やっちょる？ 健康づくり！

～「ちょび塩」でおいしく運動・活動で元気に！～ No. 134

ちょび塩健診を受けてみませんか？

腎臓は、血液中の塩分濃度を調整する働きがあり、血圧をコントロールする臓器です。私たちが食べた食塩は、体のあちこちで使われた後、腎臓でろ過されます。食べた食塩量の約9割が尿中に排出され、体の外へ出ていきますが、食塩を過剰に摂取すると、腎臓はフル稼働し、気が付かないうちに負担をかけていきます*。

そのため、減塩に取り組むことは、血圧を低下させ、循環器病の予防・改善をするだけでなく、腎機能低下や胃がん発症の予防にもつながります。

ちょび塩健診は、朝一番の尿を調べることで、自分が一日にどのぐらい食塩をとっているかを知ることができ、食生活を振り返るきっかけにもなります。ちょび塩健診を受けてみませんか？

* 参考：佐々木敏「佐々木敏の栄養データはこう読む！疫学研究から読み解くぶれない食べ方」

ちょび塩健診

対象者 20歳以上の人（健診料：200円）

方法

- ①健康づくり班に電話で申し込む。
- ②各総合支所・出張所、日良居庁舎で健診料を支払い、容器を受け取る。
- ③ちょび塩健診日に、自宅で朝一番の尿を採り、提出場所に持参する。（結果は、2週間以内に郵送）

令和6年度 ちょび塩健診日			
5月29日(水)	6月26日(水)	7月31日(水)	8月28日(水)
9月25日(水)	10月30日(水)	11月27日(水)	12月25日(水)
1月29日(水)	2月26日(水)	3月26日(水)	

※提出時間：8:30～11:30

※提出場所：各総合支所・出張所、日良居庁舎

（お申し込みの際に、健診日と提出場所を確認します）

※団体でのお申し込みも可能です。詳しくは、お問い合わせください。

40歳から75歳未満の国保加入者の方は、6月から始まる特定健診の尿検査の項目に「推定一日食塩摂取量」があります。ぜひ受診して、確認してみてください。

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

「あいさつ」から広がる地域づくり



あいさつは、ただの言葉ではなく、お互いの存在を認めたり、関心を持っていることを知らせたりするものであり、会話のきっかけになったり、人間関係を円滑にしてくれたりします。かつての地域は、人も多く、地域の行事やお裾分け、井戸端会議など日常的に交流する機会がありました。しかし、最近では人口減少が進み、行事の縮小や空き家も目立ち、人に会う機会も少なくなってきたように思います。

このようは地域の力は、日ごろからのあいさつや声かけから高まっているのではないのでしょうか。「あいさつ」は、人と人をつなぐ初めの一步で、一番簡単な方法です。「あいさつ」でお互いに声をかけあう事から始め、共に支え合い、安心して暮らせる地域をこれから広げていきましょう。

「あいさつ」と聞くと、皆さんは、どんな言葉や場面を思い浮かべますか。「おはよう、ありがとう、さようなら、お変わりないですか」などの言葉、「家族間、近所、学校、職場」など、さまざまな場面であいさつが交わされます。

画のアンケートでも「地域の人にできると思う手助け」という項目で、「安否確認の見守り、声かけ」と答えた方が70%にのびりました。特に独居高齢者には、つながっている人や見守ってくれる人が地域にいることは大きな支えになると思います。

地域包括支援センター
主任介護支援専門員 松成智美
☎ 0820 (73) 5506

周防大島町が運営する住民参加型のローカルテレビ。毎週火曜に番組の更新を行い、6時～24時まで繰り返し放送！放送した番組のDVDは図書館で貸し出しを行っています。一部の番組はYouTubeで視聴もできます。

周防大島チャンネルはケーブルテレビアイ・キャンに加入することでご覧になれます。ケーブルテレビ新規加入促進補助金も適用されます。詳しくはアイ・キャン（☎ 0120-189234、携帯電話の方は☎ 0827-22-5678）にお問い合わせください。

－ 6月は周防大島町議会定例会の様を生中継・再放送します－

5月21日～27日



周防大島町防災講演会

いつ起こるか分からない「大規模災害」に備えるための講演会です。

テーマは『「危機への対応」～人的被害をゼロに！～』。

東日本大震災が発生した2011年、岩手県釜石市の防災課長を務めていた佐々木守さんが、当時の経験をもとに大規模災害への備えについて講演しました。

5月28日～6月3日



島の海を知ろう！！～ナカノが行く～第5回

地域おこし協力隊の中野さんが、周防大島で海に関する仕事をされている方にインタビューをする番組。今回のゲストは、遊漁船『つり船アフロ』の船長・田島史也さん。「周防大島で遊漁船をはじめたきっかけ」や「周防大島の海に対する思い」など、さまざまなお話を伺いました。

6月4日～10日



海のある周防大島とハワイの幸福 - 地域循環共生と再生型観光の視点から -

3月24日にブルー＆グリーンアートプロジェクト実行委員会主催でシンポジウムが開催されました。周防大島高校の生徒による基調講演や、ハワイ州観光局日本支局長のミツエ・ヴァーレイさん、環境省の佐々木真二郎さんらが「再生型観光」や「地域循環共生圏」についてお話されました。

6月11日～17日



島暮らしの四季

～ File.11 なぎさ水族館 飼育員さんの春～

島に暮らす人々の四季を切り取る番組。今回はなぎさ水族館の飼育員さんたちの春の一日をお届け。毎月恒例の海の調査に密着しました。

アイ・キャン
ニュースダイジェスト
～ 2024年5月放送分～

5月に放送した周防大島町のニュースを一挙放送。

6月18日～24日



島めぐり第9話

周防大島八十八カ所と周防大島の素敵な所を紹介する番組「島めぐり」。

今回は戸田地区にある「金刀比羅宮」や「第十二番霊場 清水庵」などをめぐります！

放送内容については予告なく変更することがあります／詳しくはケーブルテレビの電子番組表をご確認ください

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

今月の納期

【全 期 分】 軽自動車税
【第 1 期分】 固定資産税

納期限 5月31日(金)

休日在宅当番医 9:00～17:00

日にち	医療機関	連絡先
5月26日(日)	山中医科歯科クリニック	☎ 72-0152
6月 2日(日)	おげんきクリニック	☎ 74-2490
6月 9日(日)	しまかぜ在宅支援診療所	☎ 78-2533
6月16日(日)	川口医院	☎ 78-0306
通年	大島病院	☎ 74-2580
	東和病院	☎ 78-0310

人のうごき (4月1日現在) ※増減は前月比

人口	13,762 人 (-63)	増: 出生 5 人
男	6,400 人 (-40)	転入 40 人
女	7,362 人 (-23)	減: 死亡 37 人
世帯	8,095 戸 (-40)	転出 71 人

広報すおう大島4月号8ページの「町職員の異動」記事に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

〈誤〉▶浜元 信之（監査委員事務局 監査課監査班長）

〈正〉▶生活衛生課公営住宅班長
浜元 信之（監査委員事務局 監査課監査班長）

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。



アロハビズ

6月1日～8月31日

昭和38年6月22日に大島郡とハワイ州カウアイ島が姉妹島縁組を結んでから、今年で61年目を迎えます。

このことにちなみ、周防大島町では、6月1日から8月31日までの間、「アロハビズ」を実施します。

アロハとは、「こんにちは」「ごきげんいかが」など親しみを込めた呼びかけに使われ、「よくいらっしゃいました」「親切」「丁寧」という意味があります。

アロハシャツを着用して、「おもてなしの心（アロハの心）」で皆様を温かくお迎えします。

（一財）山口県大島郡国際文化協会